

# 四街道市障害者活躍推進計画

<b>1. 基本事項</b>	
機関名	四街道市
任命権者	四街道市長、四街道市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)
四街道市における障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日において、法定雇用率を達成しているが、障害のある職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。
<b>2. 目標</b>	
①採用に関する目標	<b>【実雇用率】</b> (各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上  ・市長部局 (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:3.18%  ・教育委員会 (参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:3.15%  (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。  (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
<b>3. 取組内容</b>	
<b>① 障害者の活躍を推進する体制整備</b>	
(1)組織面	障害者雇用推進者を選任し、実雇用率が下回らないようにするために、障害者採用を計画的に実施していく。 障害者職業生活相談員を選任し、随時職員の職業生活に関する相談や指導を行う。
(2)人材面	障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者も含む)等について障害者の就労に関する研修やセミナーを受講させ、障害者に関する知識の習得に努める。
<b>② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</b>	
	定期的に面談やアンケート調査等を実施し、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
<b>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</b>	
(1)職務環境	障害のある職員の勤務公署については、勤務しやすい基礎的な環境整備を図る。

<p><b>(2) 募集・採用</b></p>	<p>採用試験においては、受験者が試験会場にて希望する配慮事項に、最大限配慮する。  募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、または、特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。</li> </ul>
<p><b>(3) 働き方</b></p>	<p>年次休暇の利用や各種制度の活用を促進する。</p>
<p><b>(4) その他の人事管理</b></p>	<p>人事評価面談や人事担当者による面談等を通じて、随時、勤務状況の把握や体調への配慮を行う。</p>